京城新報

●隆熙　三月　七日

發行兼編輯人　山下
印刷人
京城西署西小門通
發行所　京城新報社
電話六六三番

韓國に働きたる人物　其七

放浪子

●●●露國公使ウエルベル●●●

▲廿七八年日淸戰役の爲に淸公使袁世凱の去て後、俄然として漢城外交團に頭を擡げたのは露國公使ウエルベルである

▲渠は元來純粹の露西亞人ではない、渠の父は獨逸人である、母も波蘭人と露西亞人との雜種兒である、チユートンの血とスラブの血とで出來た矢張雜種兒である、

▲余は漢城に來ない前に、浦鹽斯德の軍務知事ウンテルベルグルに渠の事を聞て知て居つた、此ウンテルベルグルも素と獨逸人で露西亞に歸化した人である、全体露西亞では獨逸人を非常に輕蔑して、チーメッ（日耳曼人）は歩き樣からして違ふと云ふて冷笑する、それは獨逸人は吝嗇坊であるから輕蔑するのである、

▲其癖露西亞には獨逸人の歸化したものが頗る多い、其歸化した獨逸人が官吏となつて、好い地位を占めてるものが多い、然るに之を輕蔑するのは、露西亞の商權は獨逸人に握られて居ると云ふ位だから、獨逸商人の露西亞に這入て居るのは夥しいものだ而して其商人は勤勉力行猶太人も三舍を避けると云ふ位だ、輕蔑されるのは玆であるけれども獨逸の國運が隆々として發展するのも玆にある、獨逸の恐るべきは陸軍でも海軍でもない、獨逸人の勤勉力行である、

▲閑話休題、浦港知事ベルゲルは渠を評して曰く、ウ公使は永く東洋に居らるゝを以て、韓國の事情にも精通し居らむ、けれども渠は露西亞大帝國の公使としては如何あるき、其手腕或は辛辣ならむも、紳士として外交壇上に擧動い得るかと、渠が書記生として羅馬尼亞に行く頃より余は渠を能く知る云々、余は同氏の紹介狀を得て漢城に來り、大貞洞の露館に渠を訪ふたのである面談するに及び、ベルゲル氏の評の當れるを知つた、

▲其後渠の行動を見るに及で、紳士としては風上にも置けぬ代物であることを知り得たのである、併し其遣口の大膽にして失敗しても本國政府には累を及さず自分が責を引くばかりだとの決心で、獨斷で決行するには驚いた、

▲其毅然として考通りに斷行する點に於ては、迚も日本の外交官杯のビク〳〵者とは雲泥萬里の相違である、

▲始は非常に謹愼らしく、遣て居つたが季節到來するや、脫兎の如く躍り出で、傍若無人に暴動いたる所は、中々凄いものであつた、最も奇異に感じたのは、希臘敎を國敎とせる露西亞の公使が、英米新敎派の宣敎師等を巧に利用したことである、元來韓國に居る宣敎師は政治に係はつて困るが、露公使ウエルベル氏は之を助長せしめた所の一人である、（未完）

●暴徒討伐情報（軍司令部報告）

（一）咸鏡南道長津守備隊より府部內各地方偵察の爲め三月十七日出せし下士斥候は二十六日歸還す沿道一般靜穩にして途中歸順者八名あり憲兵之を處理す土人の言によれば甲山三水の賊七隊の內一隊は三月初め二里社（甲山南方約五里）に於て我軍の攻擊を受け他の六隊（一隊約五百名）は三水郡に集合せりと

（二）江原道橫城郡東部に出動中なりし多田少隊は三月二十五日馬岩附近に於て韓相說の部下一を捕虜とし銃器二、彈藥三十發を鹵獲せり

（三）橫城分遣隊の卒二名は韓兵二名と共に三月二十七日午後十時橫城出發銅坪に於て同地に潛伏しある賊徒三名を捕獲せり

（四）派遣騎兵第一中隊の一部隊は三月二十五日全羅北道サーシルテー（泰仁東南三里半）に於て賊約六十を攻擊し其七を殪せり我兵一輕傷を負ふ

●巡査隊の働き

江原道橫城方面に行動中の警視李南寧は十九日洪川郡瑞石面淸揚里に於て韓相烈の率ふる約二百五十名の匪徒と激戰三時間半に涉り彈藥缺乏し止むを得ず橫城に引揚げ三涉方面並に白楊山方面に行動中の警視朴泰永同朴英鎭に應援を求め相合して巡査三十五名を得攻擊を開始し金德に於て二時間戰鬪し北るを追ふて再び淸揚里に於て三時間半に涉る激戰の結果追擊して橫城郡俗日里に進出す匪徒は此の時李夏榮の率ふる約三十名の賊と合し頑强に抵抗せしも奮戰約二時間半にして全く四散潰走せしめたり前後四回の戰鬪に於て賊十七名を殪し先鋒大將金雲鶴在右軍大將朴致甫李夏榮以下十六名を生擒し銃五十一彈藥八百其の他雜品多數を鹵獲せり

●大同會の基金蓄積規約

大同會は今回基金蓄積規約なるものを制定し不日警視廳に出願認可を受けたる上入會者を勸誘する筈なりと云ふ其の規約の全文左の如し

第一條　本會の主旨を贊成して入會せんと欲する者は入會の際義務金として金三圓を醵出すべきものとす
但し本人の都合により三ヶ年以內の期間を定め之を分納する事を得

第二條　前條の義務金は之を本會財務課に納入し領收の證を受くるを要す

第三條　財務課に於て義務金の納付を受けたる時は領收證を交付し現金は之を銀行に預入し若くは確實なる方法を以て利殖するものとす

第四條　義務金は左の方法に據り之を償還す

第一項　義務金額三萬圓に達したる時は左の割增を附し抽籤法により所定の人員を限り之を償還す
但し第一條により當初納入したる元金三圓は左記割增金額中に算入しあるを以て別に元金の償還をなさず

- 一金一千圓　一名
- 一金三百圓　二名
- 一金百　圓　三名
- 一金三十圓　十名
- 一金十五圓　廿名
- 一金十圓　百名
- 一金五　圓　三百名

第二項　前項以外の會員に對する償還金は十年間之れを据置きし次年即ち十一年目より向ふ五ヶ年間に於て每年二千名を限り抽籤法により當初納入したる元金即ち金三圓宛を償還す

第五條　第一條但書に基き分納の義務を了へざる者は前條の抽籤數に入る事を得ず

●外國貿易旬報

（隆熙二年三月下旬分關稅局調査）

區分	本旬分	本年分（一月より三月迄の累計）	前年分
	圓	圓	圓
輸出品價	四四一、一三六	三、三七二、一三八	三、五三三、八四六
輸入品價	一、五三二、三三三	八、五〇五、〇八〇	七、〇二四、六四五
合計	一、九七三、四六九	一一、八七七、二一八	一〇、五五八、四九一

本年貿易額の港別左の如し

港名	本旬分 輸出額	輸入額	計
	圓	圓	圓
仁川	一一一、六二〇	九二九、一〇四	一、〇四〇、七二四
釜山	一三七、八四一	二五三、四五七	三九一、二九八
元山	三〇、四七一	六八、〇四二	九八、五一三
鎭南浦	四〇、一四六	一一六、三〇九	一五六、四五五
京城	一	一〇〇、〇五九	一〇〇、〇五九
群山	六〇、八二一	一八、八四九	七九、六七〇
木浦	三二、七三六	一六、二九五	四九、〇三一
馬山浦	五、五一五	一五、〇七四	二〇、五八九
城津	九、三七六	六、〇二一	一五、三九七
新義州	一三、七二〇	八、〇三三	二〇、七三三
計	四四一、一三六	一、五三二、三三三	一、九七三、四六九

次に本年各港の貿易額を前年同期に比較するに左の如し

港名	前年一月より三月迄の累計 輸出額	輸入額	計
	圓	圓	圓
仁川	八五四、五八六	三、三九〇、〇一四	四、二四四、六〇〇
釜山	一、〇七一、四三三	一、九〇三、五六八	二、九七五、〇〇一
元山	一七二、一七二	六五六、九〇三	八二九、〇七五
鎭南浦	八四、九一八	二六〇、一七六	三四五、〇九四
京城	一、七二九	六五、四六七	六七、一九六
群山	七四二、三六二	一四九、五六〇	八九一、九二二
木浦	四四八、三三四	一三七、五九七	五八五、九三一
馬山浦	七四、二六九	三三三、二六一	四〇七、五三〇
城津	一三、〇三九	四〇、六九四	五三、七三三
新義州	七一、九四四	八七、四〇五	一五九、三四九
計	三、五三三、八四六	七、〇二四、六四五	一〇、五五八、四九一

輸出重要品表

品名	本旬分	本年分（一月より三月迄の累計）	前年分
	圓	圓	圓
米	一九六、六五五	一、四九六、九〇三	一、〇八三、〇五〇
大豆及小豆	九七、七三六	一、〇四八、六〇九	七七一、四七四
鮮魚、乾魚、鹽魚	六、九一二	六六、六二五	四九、九一四
人參	九	三六五	六七七
生牛	四四、八八七	二三三、五九七	六〇七、八二八

輸入重要品表

品名	本旬分	本年分（一月より三月迄の累計）	前年分
	圓	圓	圓
食鹽	五、四九九	一三一、九九七	八四、三三〇
清酒	一九、六六八	一二五、八四九	一四六、〇〇九
打綿	八〇六	三八、八二〇	三一、六七六
生金巾及シーチング	四五、一七八	九七、一三三	八九〇、三二四
日本木綿	三六、二九八	三〇九、四八七	二四〇、七七四
烟草（一葉卷を除く）	一七、四〇七	三六九、八〇三	二四九、九七八
石油	八〇、八五三	八五、三三三	五七、九五六
マッチ	四、七三〇	四四、四二一	六七、五九二
砂糖及精糖	一三、八四三	一三八、三七六	一三三、六八七
石炭	三六、八八八	一八七、八六四	九五、〇九四
綿織糸	八五、三三三	四九二、八〇一	五九二、四三三

●ステッセル裁判

▲判決文　高等軍事裁判は昨年十二月十日より、開廷四十回を重ねて漸く二月二十日を以て終結し、此の日午後九時より副裁判長ヲダール將軍は次の判決文を朗讀したり。

千九百七年十一月二十七日（十二月十日）より千九百八年二月七日（二十日）に亙り高等軍事裁判は、日露戰爭の際に於ける諸種の勤務上の犯罪の爲至上權を以て裁判に附せられたるステッセル休職中將、スミルノフ中將、フオーク中將及びレイス少將に關する事件を審問し、豫審及び辯論に於て說明せられたる凡ての事情に照して、次の如く判決す。

ステッセル休職中將は關東要塞區長及び要塞司令官の權限以上旅順に於ける軍隊總指揮官たるの職務に在りながら、其の權威を失ひ、軍律を亂し且凡ての防禦方法を盡さずして千九百四年十二月二十日（一月二日）日本軍に開城したる廉を以て各軍法二十二卷二百五十一條及び二十三卷三十三條に照し、高等軍事裁判所は被告ステッセル休職中將を銃殺に由る死刑に處し（官位を沒收せず）、フオーク將軍を譴責に處す

スミルノフ中將及びレース少將は證據不十分として、軍法二十四卷九百十條に基き無罪とす。本件に關する證據物件は之を所有主に返し、裁判費用は有罪と認められたる者に負擔せしむ。

此判決は之を執行する前、軍法二十四章千二百七十七條十三項に基き、陸軍大臣を經て皇帝陛下の親裁を仰ぐものとす。

高等軍事裁判所はステッセル將軍に對し法律上正當の刑罰を宣告すと雖も、敵の優勢なる軍隊にて海陸兩道より包圍せられし旅順要塞がステッセル中將の指導の下に世界の戰史に於て未曾有の頑强なる防禦を續け全世界をして其勇壯なる行動に驚歎せしめたる事及幾度か敵の突貫を擊破して多大の損害を被らしめたる事、並に包圍中ステッセル將軍が防禦軍の勇敢なる精神を支持したる武勳に鑑み、尙彼れが三度の大戰爭に參加したる功績に鑑みて、玆に當裁判所はステッセル將軍に宣告せられたる裁判上の刑罰を減刑して、官位職權剝奪の上軍法二十二章三十八條に指定せられたる條件を附し、十年間の要塞禁錮に處せんことを皇帝陛下の御前に請願せんとするものなり。

裁判長は右の判決文を朗讀したる後、スミルノフ、レイス兩將に向ひ無罪放免の旨を言ひ渡し斯くて世界を聳動せしめし一大裁判は閉廷を告げたり。（大尾）

殖民地の氣風

讀者文壇　投書歡迎

無名氏

殖民地に於ては、成るべく階級を重んじない氣風を養成したいものである、殖民地には常に新進の活氣が充溢して居なければ神速の發達が出來ないのである、北米合衆國や英領濠太拉剌亞が今日の隆盛に進みしも常にこの新進の活氣が溢れて居るからである、勉強さへすれば、大統領でも內閣大臣でもヴアンダービルトでもロックフエラーでも何でもなれる、天下は廻り持であるといふ考が小兒の時より頭に刻まれて居る、亦た確に其實例が示されて居る、故に總て及ばぬといふ考はもたぬ、殖民地には殊にこの活氣が必要である、日本の某貴顯が歐米漫遊のときに、紐育で圖書館に行て見た、すると其貴顯に列んで頻りに華盛頓傳を讀める襤褸を纏ふた一少年がある、日本ならば所謂乞食の小供である、それが華盛頓傳を熱心に讀むとは甚だ不釣合であると思ひ、貴顯は其少年に問ふて曰く、華盛頓傳を讀でどうするのださすると少年は怒氣滿面さも貴顯を失敬の奴だと云はぬ斗りの顏色して、華盛頓のように己も大統領になるのだ、己れは今新聞配達をして居るが、勉強して豪くさへなればだれでも大統領にはなれるのである。と、そこで貴顯は嘆美した、米國の駸々たる隆盛は玆にあると、覺へず其少年に敬意を表したとのことである、眞に一場の美談であると思ふ、金筋の御役人や、馬車に乘て傲然たる人を豪いと思ひ、下級のものは上に登れぬと思ふ弱び考では眞の發展は六つかしい、今一つ殖民地に必要なることは、能く働き能く遊ぶことである、何れの殖民地でも其勞働は實に烈しいものである、英領濠洲にはこういふ歌がある、「男にや十二時女にや十時余程間拔にや八時間」これは勞働時間を歌ふたものである、「男にや六時女にや八時余程間拔にや十時間」これは就眠時間である、この歌にて其勞働の如何に激烈であるかゞ知られる、小生は韓國に於て時間を勵行して能く働き能く遊ぶことが最も必要であると思ふ、韓人の働くのか遊ぶのかわからぬ惰性の感化を受けてならぬと思ふ、玆に感ずるまゝを述べて在留の同胞に訴ふ、

小說　紘のみだれ（百十）

永井櫻園

勇五郎が歸つて往くと、山田は默然として腕拱いたまゝ、やゝ暫く思案に暮れつゝ、やがて腕を解くと共に、如何にも困つたさうな太息を吐くのであつた。れ縫は勇五郎を送つて玄關先まで出て、室に歸つて來ると良人の思案顏を見て、聲さへ曇らせ、

「ね、貴方どうぞ堪忍して下さいまし、でなくても今月は種々れ金子が入用なので心配して居らつしやる所へ、又養父さんがあの通り無理な無心を言つて來るんですもの、私、貴方のれ心察して、れ可愛相で淚が零れました、れ腹も立ちませうけれどあゝ言ふ親を持つた、私と御一緖にれ成りなすつたのが御不運と諦めてどうぞ堪忍なすつて下さいまし、そ、その代り……私はれ正月になりましても何處へも出は爲ませぬゆゑ有だけの私の衣類を賣るなり質に入れるなりしてれ金子の足になすつて下さいまし、どうして私はあゝ云ふ因業な人に育てられたんでせうね、考へれば考へるほど我身が情けなくなつて來ますわ……」

と、いつしか淚に潤ふ目に袖を當てる、その優しい辭を聞いた山田は、却つてれ縫の心中が氣の毒になり、

「なあに、心配爲なくつても可いよ、どうせ今月は少し澤山金子を調達へなきやア正月が迎へられないんだから、まだ十日あまり間があるから、一生懸命に書を描いて何處かへ、賣附ける事にする、然うしたらば五十圓ぐらいは餘分に稼げるだらうよ。」

と、事も無げに言つて、れ縫に安心は與へたものゝ、口でこそ五十圓と云へば、僅かなやうに聞こゆるけれど、月々に要する五十圓の金子すら、千辛萬苦して稼ぎつゝある靑年畫家の身には、容易ならぬ大金である、假令晝夜分たず揮毫爲るとするも、その描いた畫が賣れるか賣れないかは、頗る疑問である。僥倖にして首尾能く賣れるとするも、歲末押詰つてからの事ではあり、殊には此方から頭を低げて賴むのであれば二束三文に踏倒されるは極つて居る、されば到底五十圓の金子を餘分に稼ぎ出す事は困難中の困難であると、心密に危ますには居られなかつた。

「ですけれど、月々の費用さへ貴方があの通り勉強して、作へなさるのに、この節季押詰つてから、それも僅ばかりならですが五十圓と云ふ大金ですもの……いくら勉強なすつた處で、モウ日日が無いんですもの……私、眞箇に氣の毒でね淚が零れます。」

又も湧出づる淚を袖に拭へば、抱かれた幼兒は何と思つてか、ゲタ〳〵と笑ひ出した

「まあ、愛ちやんは如何したんだね、父樣や母さんが、斯麼苦しい思爲てるのに、面白さうにゲタ〳〵と笑つて本當に暢氣だね」

と云へば、幼兒はさも面白さうにます〳〵高笑して母親の顏を見る、れ縫は泣笑しつゝ

「まあ貴方如何したのでせう、親の心も知らないで、この面白さうな笑ひやうは。」

「本當に無邪氣だね……。」

と、淋しい笑を洩らして、

「どれ〳〵、稼ぐに追ひ附く貧乏なした、一生懸命に稼ぎませう、描きさへしたら如何にか法が附くだらうよ。」

と、力無げに起つて畫房に入る、れ縫はその後姿を見て又も新なる淚を流すのである



京城新報

殖民議會を起すべし

統監府を廢して、殖民府を設置すべしとは余輩が當局者に向て猛省を促せし所也、而して殖民府を設置するに就ては、如何なる方法に據るべき乎

先づ殖民議會を起すべし、而して議會監督の下に殖民府を置くべし、統監政治の失敗は韓國の事情に通せざる人を以て、其任に當らしめたることが少くとも一の原因ならむ、韓國の事情に精通するものは在留帝國民の中に需めざる可らず、在留帝國民の中より其資格あるものを選拔して議員となし大小の事之に諮詢して決行せば、庶幾は謬りなからむ

亦在留帝國民の意志を發表するの機關として之れなかる可らず、在留帝國民に不利益なることあるも、之を發表する機關なくんば不利と知りつゝ默せざる可らず、之れ在留民の忍ぶ能はざる所ならんや

而して之が帝國の發展に多大の貢獻をなすべきは何人も首肯する所ならむ

殖民議會設置の要は概して斯の如きもの、この監督の下に置く殖民府の首腦は、殖民議會之を撰擧し、帝國政府は之を認可し定むる所の權能を充分に發輝せしむべし

斯の如き組織にして帝國民の權利を伸張せば、玆に始て帝國發展の曙光を認むべき也

顧々余輩の言說する如く、韓國の保護と云ひ、合併と云ふも、其歸着點は日本帝國發展の爲に外ならず、若し韓國の保護は韓國を指導啓發するにあり、日本帝國發展の如きは關する所に非らずと云ふものあらば、其は全く國賊也、非國民的也、斯る聲は其面に唾棄するも尙ほ足らざる也

眞に帝國の前途を憂ひ、帝國民の發展を望まば、代議機關を起さゞる可らず、當局者と雖も虛心平氣に廬れば其必要を認識せらるゝならむ、余輩は徒に事を好で斯く云ふにあらず、衷心より其必要を認るまゝ所感を記して當局者に勸告せんと欲するもの也

●漢城便り

▲高麗燒以外の韓國骨董品を陳列せる中樞院が近頃非常識なる騷動を始候は記者の觀察を以てすれば其目的半ば彼等骨董の廣告に外ならずと存候

▲惜むらくは曾禰副統監は彼等の運動に一瞥を與へられて彼等は副統監の叱責を蒙るに依て僅に廣告の目的を達し候

▲過日東門外に於て米を負ひたる馬と一人の馬夫とが暴徒の爲に殺害され候而して義軍の宣明書なる者か屍躰の傍に殘し有り候

▲其宣明書こそ堂々たる者に有之候曰く今や義軍は日人を苦しむるの目的を以て軍律を布いて地方より漢城へ物資を供給するを禁じ居れり而るに本痴漢は軍律を犯して漢城へ米を輸送するの途にあり我義軍は玆に彼に天誅を加ふる者なりと、珍敷事には屍に纏へる着物も馬の背の米も其儘にして有りたりとの事に御座候掠奪を目的とせざるに至りたるは何の故か少しく研究を要し候事と存じ候

▲水原に皇太神宮の分社建立の事は先頃記者の聞及びたる處なるが其後立消と相成候にや一向音沙汰相無くなり申候異逆に敬神の念に乏しき統監府當局等が神宮建立に例の干渉を試みたる譯にも有之間敷と存候

▲而らば建立の運の遲るゝは何の爲に候哉或は神宮用地の貸下げ濟まざる爲にも候かソレなら内部當局に於て一日も早く貸下を了せられ度者に候敬神の念乏しき者は非愛國の謗を免れざる者と相成り可申候

紐育電報

▲米國の對滿方針

ハルビン駐剳の米國領事は明言して曰く米國はルート卿と露國ローゼン男との商議に成れる條約を固守す故に米國は何處迄も滿洲の開放を主張し此れが實を擧ぐる事に努むると共に單り露國の特權を認識する能はず米國が東洋に於ける外交の大方針はポーツマス條約に明記せる如く第一に日露兩國が同時に滿洲より各自撤兵せん事を請求し第二に淸國の統治權を回復せしめんとするに在りと(五日發)

東京電報

▲陛下の御不例

御臥床中の天皇陛下には昨夜御發熱四十度に渡らせられ今明日中に御全癒の御模樣なし

▲横濱領事團の大博賛同

橫濱に在る外國領事團は本日松岡日本大博覽會總裁及び金子同會長を招待し博覽會賛同の意を表せり

▲鑛山の休業

近時諸鑛物の價格下落したるに伴ひ昨年中に於て休業又は半休業せし鑛山十餘箇所に及べり

▲辰丸事件の終局

第二辰丸に搭載せし武器彈藥の代金は本月二日橫濱揥の金貨手形にて淸國政府より支拂濟となれり

▲有栖川若宮叙勳

有栖川宮栽仁王殿下に大勳位菊花大綬章を賜はる(以上四日午後發)

▲伊藤公の大磯出發

伊藤公は今朝九時過大磯を出發し歸任の途に就きたり

▲宋農相の出發

宋農相は別項伊藤統監の大磯出發に同伴して歸韓の途に上れり(以上五日發)

各地電報

▲巡查隊へ歸順頻々

四月四日迄に當方面の特設巡查隊に歸順を申告せる暴徒七十一名にして内十九名は銃器を携帶せり尙多數の歸順者を得る見込なり(四月四日城津發)

▲暴徒郵便を襲ふ

暴徒約二十名本日午前十一時洪川郡伏院通行中の郵便遞送夫の一行を襲擊せしも護衞兵に擊退せらる(四日春川發)

▲郵便物掠奪さる

二日忠州發郵便物全部及び金四千圓を淸安郡『カナンダ』里附近に於て暴徒に掠奪せられたり(四日忠州發)

▲巡查隊の討伐

特設巡查隊は守備隊と共に四日昌平郡に集團中の暴徒約四十名を攻擊し其十名を殪せり(五日光州發)

▲右別報

昨夜討伐のため昌平郡に向ひたる軍隊及び警察隊は今日午前六時内南面にて暴徒約四十名に會し夾擊潰走せしむ賊の死者十名銃四彈丸其他雜品若干を鹵獲す我に損害なし今追擊中(同上)

雜報

●伊藤統監の出發

去る三十一日東京を退かれたる伊藤統監は五日大磯を出發同日名古屋に安着せられたる趣にて昨朝名古屋出發山口に向はれたり

●副統監の園遊會中止

一昨五日開催の筈なりし曾根副統監の催さるゝ園遊會は同朝有栖川若宮薨去の報に接せられたる爲め御遠慮申上げ俄に招待せられたる官民の方々に通知を發し中止せられたり

●鶴原總務長官の歸任

東京に出張中なりし鶴原總務長官は五日東京を出發歸任の途に就かれたる趣京城着は來る八日の豫定なりと云ふ

●下賜米

三日太皇帝より春の日永に付遣貨の御思召を以て特に侍從院及承寧府職員に左の通り下賜米ありたり

侍從院卿、侍從院副卿、承寧府總管、府副總管、承寧府侍從長　以上各十石

侍從院侍從、承寧府侍從　以上各五石

●中樞院議長の辭職

中樞院に於ては排日的建議を爲したる尹吉炳及中樞院議長副議長は諭旨免官となりたりと云ふ

●漢城高等學校卒業式

官立漢城高等學校は本月三日卒業證書授與式を擧行せしが先づ校長式辭を述べて學監學事を報告し卒業生八名に卒業證書を授與し次て俵次官の演說來賓總代金成均館長及び生徒總代の祝辭あり終りに卒業生總代答辭を述べたり當日の來賓は俵次官以下學部高等官及び官立各學校々長學監等なりき因みに本校は中學程度の普通學を教授する學校なり

●暴徒の經濟上に及ぼせる影響

昨年暴徒蜂起以來各地方共直接間接に經濟上蒙りたる打擊は決して尠少にあらず今三南地方に於ける暴徒の經濟上に及ぼせる影響の一斑を記述せん

一、商業上の影響

由來韓國は農本位の國にして其の主要物産は即ち米穀なり故に米穀にして一朝不作ならんか平素貯蓄なき韓人の購買力は忽ち減退し商業振はず金融逼迫し困憊を極むるを常とす米穀の取引は實に此國に於ける貿易の基礎をなすものなり然るに這回暴徒の蜂起は此の須要なる米穀取引をして非常なる困難に陷らしめ凶作以上の恐慌を來したり蓋し暴徒蜂起以來金錢を携帶して深く内地に侵入する事は甚だ危險にして特に單身往來する如きは全く不能の事に屬す是を以て日本人は從來の如く内地に入りて米穀其の他の買出しに從事する能はず若し韓人を使役せんとするも暴徒等は早くも之れを探知し苟くも日本人の使用せるものは悉く之れを捉へて慘殺す加之韓人側に於ても暴徒の檄文流言に惑はされ收穫物の賣買を嫌避するの狀あり時に幸にして農家との取引を了する事あるも暴徒橫行のため運搬上の危險言ふべからず是等の事情により例年の如き米穀の輸出は到底望むべからず而して彼の米作を以て唯一の生命とせる韓人は米穀を賣出す能はざるを以て殆んど凶作と同樣の結果を來し且家財錢穀は暴徒のために掠奪せられ益々窮乏に陷れり此に於てか暴徒の橫行は一方に於ては米穀其の他の輸出貿易の途を杜絕し一方に於ては更に輸入貿易に向つて大打擊を加ふる事となり加ふるに内地交通の危險は彼の行商人等をして非常なる困難に陷らしめたり彼等の中には韓國向雜貨、米穀仲買、賣藥等を營む者多く深く内地に侵入して直接土人と賣買するに非ざれば以て其の利を收むる能はず然るに内地の危險は今や之れをして全く不能に至らしめ行商の難を訴ふる聲は公州大邱の如き最も多く高山、礪山、益山、金溝等の市場も近來頗る寂寥を極む右の狀況は各地共等しく其の嘆聲を開く所なるが特に背後に農業地を控へ米穀の輸出を以て主なる商業とし農民を以て我商品の唯一の顧客とし一面農事經營者が根據地となせる木浦洋山に於ては其不况一層甚しきを見る

木浦は榮山江流域を以て其の商業區域とし米穀の輸出を主なる事業とす韓人は收獲と同時に之を市場に運搬し納税金に換へ又は衣服其他の必要品を求むる慣習なるを以て毎年一月より翌年三四月に至る間は最も繁盛なる時季にして輸出品は輻湊し輸入品は活潑に賣行くを常とす然るに昨年十月以來今日に至る迄廻り荷至つて少く市場は頗る不振の狀況を呈せり今試みに暴徒發生前後に於ける米の出廻高を比較せんに三十九年一月には二萬一千五百俵四十年の一月には一萬六千五百俵なりしもの今年一月に至ては僅かに五千五百俵に過ぎず其の他の雜穀も亦之れに準じ四十年一月には一千八百俵なりしが本年　月は僅かに八百三十四俵なり昨年の農作は平年作に劣らざる收穫を得たるに拘らず上の如き減退を示すに至りたるものは全く地方暴徒の發生に因するに外ならず

錦江、萬頃江、東津江の三流域の沃野は即ち群山の商業的勢力範圍にして其の開港以來僅かに九閲年なるに拘らず迅速なる發達をなし昨四十年度の如き四百五十萬圓の貿易を見るに至りしは實に背後に全州、江景、扶安の三大生產地を有するに依る然るに一旦暴徒の此の方面に出沒するに及びては其の經濟上の打擊を被る事甚大にして若し今後猶長く繼續せんか輸出貿易に大頓挫を來し夏季に至らば商况は不振を極め金融は引縮り遂には去る三十四年韓國凶作の際に於けるが如く一時商業機關の停止を見るやも計り難しとて一般に憂色あり其の他公州ては味噌、醬油、酢、和洋雜貨より鍋釜類に至る迄日常の需要品皆之れを烏致院若くは群山江景方面に仰ぐを以て暴徒のため交通の杜絕すると共に商人は仕入の途を失ひ物價從て高騰し旅客亦極めて稀にして商况振はず烏致院大邱にては内地在留日本人の其の經營事業を拋棄して避難せる者多く今猶復歸するを得ざるの狀態にあり(未完)

●暴徒討伐情報(軍司令部着)

(一)慶尙北道知禮守備隊の下士六名は三月二十四日賊約二十名平村(知禮南方約二里)に集合しある報に接し同夜出發平村に向ひ前進中午後十一時三十分松川(平村西方約一里)北端に於て約四十名の賊に遭遇し銃劍突擊を以て之を平村方向に潰亂せしめたり賊の死四傷五名

(二)全羅南道高敞守備隊の下士以下十三名は三月二十七日を甲平里(高敞東方約一里)附近に於て我郵便護衞兵の被害を聞き直に現場に急行し同地松林中に道路を距る三米突の所に巧に隱蔽して築設せられたる膝射散兵壕を發見し尙其壕内に賊の死体及賊の退路松林中に血痕を認めたり同討伐隊は賊跡を追ふて同日午後八時三十分大平里(高敞東北方二里半)に到り同村に暴徒五名潜伏しあるを探知し其家屋を包圍し之を鏖殺し火繩銃四火藥雜品を鹵獲す

(三)京畿道永平守備隊の荷物護衞兵は三月二十九日午前十時二十分姑蘇城里(永平西方一里)附近に於て同地南方約七十米突の高地より約百五十の猛烈なる射擊を受け之と應戰中永平よりの增援兵と協力し擊退せり死傷三十を下らず我兵一戰死せり

(四)光州守備隊の特務曹長以下十五名は四月四日午前六時光州東南約三里半に於て賊四十と交戰し其十を殪す

●新院の交戰

黃海道新院憲兵分遣所より一昨日午後六時當憲兵隊本部に着したる電報に依れば仁尾憲兵上等兵外憲兵七韓巡某一より成る斥候の一隊は新院西南方約四里開城郡鐘路洞に於て四日午前六時頃賊徒約五十と出會交戰約一時三十分間賊四を殪せり鹵獲品火繩銃二火藥其他雜品若干賊は西北方に潰走せり

●茂朱郡邑賊襲の詳報

全州電報にて報導し置きたる茂朱郡邑賊襲の詳報を聞くに三月廿八日未明賊魁文太守及び同名不詳の統卒せる二團の暴徒相合して茂朱郡邑に來襲財務主事張祐文の宅に闖入し鈍刀を以て同人に數箇所の負傷をなさしめ公金百五十圓其他雜品を奪取し午後五時巡查駐在所に至り包圍發砲せり巡查は直ちに準備を整へ應戰數時間にして其の一名を殪したるに賊は民家に放火して退却す急を永同守備隊及び錦山分署に報じ共に追擊せしも遂に蹤跡を失ぜりと云ふ

●變裝巡查隊の討伐

慶尙北道に於ける變裝巡查隊は三月廿六日賊魁李晉圭(賊將宿善直の部下にして先鋒大將の職に在る者)なる者部下二十餘名を率ひ盈德郡竹長面外平界と稱する山谷の一小部落に潛伏し軍資金徵收中なる事を確知し進行中同夜十二時賊の哨者一名を捕へ之れを嚮導者となし暗夜峻阪を蹈へ午後二時目的地に達し一隊は首魁の宿舍に一隊は部下の集合宿舍に向ひ共に攻擊を開始し其の十名を殪し首魁李晉圭外一名を生擒し殘餘は潰走四散せしむ鹵獲品は鉛丸約六十貫目廿三年式步兵銃一挺、火繩銃五挺其他雜品數點なり

●愛國婦人會彙報

△委員部總會　愛國婦人會各地委員部にては漸次春暖の候を期し大會又は總會開催の計畫を爲し本部役員に出張方を申請し來る向少からずと

△慰問金の寄贈　同會本部にて威此程南山本願寺に一時宿泊したる各地派遣の軍隊五百餘名に關し菜葉及繪ハガキを寄附し尙鎭海灣防備海軍人の新設に係る娛樂場に金若干と全羅北道錦山地方に於て暴徒の爲め不慮の災厄に逢ひたる瀨川巡查の家族に慰問金若干を寄贈したり

●仁川民團議會

既報の如く仁川民團にては昨日第二十四回民會を開催し併せて二十五年祭に關する協議會を催せり當日は特に須原商業會議所會頭も協議會に參加して種々審議する所ありたるが尙は詳細は次號に報導すべし

●仁川會議所の役員會

仁川商業會議所にては豫て同地實業界の統一を計る爲め同業組合を組織すべく種々畫策中なりしが愈々本日午後四時より役員會を開くことゝなれり

●故伊佐軍醫の燒香式

曩に春川より歸途賊徒の爲めに殪れたる伊佐軍醫の燒香式を本願寺に於て本日午後二時より施行せらるゝ由にて牟田參謀長其他の將校の燒香あるべしと云ふ

●金山書記官弔慰金

金山書記官追悼計畫に關しては生前の知人にして賛成醵金する者内地は申すに及ばず韓國にては曾禰副統監は金二十五圓を寄附せられ其他勅任官は金十圓宛高等官は三圓乃至五圓内外民間知人に於ても右の振合にて醵金する者多く韓國のみにて現收既に四百五十餘圓に上れる由

●近事片々

▲伊藤　統監も大森の恩賜館からは漸く御輿を揚た滄浪閣で亦一休み措歸任は何時乎

▲伊公　が丁稚小僧なら忙しき時内を外に茶樓に油を賣てはならぬと叱り飛したくなる

▲統監　歸任の上は統監府側の改革ある筈だ今度は統監の職責を鮮明にして貰ひたい

▲統監　は韓國の攝政帝國民の保護は帝國官憲がする玆鮮明の區劃を要す朦朧は困る

▲歸任　劈頭の問題は是れ必しも多きを望まず此問題解決せば前途發展の光明を見む

▲中樞　院決議問題喧しくなり提出者及議長副議長への辭職勸告となり物議愈々熾也

▲顧問　賛議等の總辭職を申出づと完用氏板挾み青息を吹く現閣の見縊られ加減憐れ

▲原因　は統監政治の手緩さより來る韓人の狎るれば附上るは極つてる事言丈野暮也

▲斷然　の處置をせねばヨボ共どんな音を吹くか分らぬ目先の見えぬ當局困つた者だ

▲樞院　決議事件日人小官吏の恐慌となり盛に物議ありと聞く亦それ相應の理屈あり

▲韓皇　太子僅の間に日本語熟達し流暢に語らると盛に賞讃す韓人由來語學は堪能也

▲京城　社交の季節に入り園遊會頻りと催さる玆暫く貴婦人連衣服の競爭三越萬歳也

▲濠洲　シドニーに亦日本品に對するボイコット起らむと帝國發展の道途自然の數也

▲拓殖　會社總裁は愈々宇佐川中將と極りさう也副總裁はまだ容易に極りさうもない

▲副總　裁は實方ある適材を民間から拔擢するこじふ噂あり官吏から採る弊風を矯せ

▲犬養　木堂大阪で西園寺内閣は當分先づ太平だらうと語る此觀察は何人も首肯せむ

▲尾崎　愕堂亦西園寺内閣の新大臣任命は閥族專制を離れて兩院本位に進歩すと評す

▲紐育　ハドソン河底三哩餘の隧道竣功し深さ河床九十呎一時間輸送力一萬人可驚也

▲是を　思へば關門海峽の隧道も譯はない物質文明の進歩にはヤンキーに迚も叶はぬ

▲外相　喰殺さんと萬朝掲ぐ幽の丈夫な奴もある者だと讀めば前内閣派の計畫アハヽ

▲標題　も玆に至て突飛成程其外交の柔かさ加減は喰殺すに適當かも知れぬ甚だ滑稽

▲米國　大統領駐獨大使拒否に就て國交は眞摯誠實耳糊塗虛飾を許さずと斷然應せず

▲獨帝　ギャフン終に讓るルーズベルト一段男を揚ぐ日本の外相は無能で喰殺さる噫

▲殖民　講坐後藤男の斡施で大學に設けらると絶好の紀念何に懸ても後藤は豪い奴也

▲松田　藏相批難の聲益々高し財政の事は不得要領では通せぬ世論の囂々たる當然也

東京電報

▲有栖川若宮の御死因

有栖川若宮裁仁王殿下の御死因は御中[illegible]刺胳膿汁を過されたる爲めにして主治醫高木博士の責任に對し物議騒然たり

▲東洋拓植の資金

東洋拓殖會社は二百五十萬圓の資本を以て[illegible]事業を經營すると共に該資金の三分の一は專ら金融に供すると（六日發）

●永登浦民團の怪聞

永登浦居留民間に種々なる情弊の醸居し居ることは曾て記せしこともありしが今同地よりの通信に依れば去る明治三十九年七月同地在留の本邦人占田なるものが頼母子講を設けたるに總代役場は其の名儀を以て之に加入し一口金十圓の掛金を初回より二口分即ち二十圓を毎月支出し居りしが四十年四月二十五日に之が落札をなし金百七十四圓三十五錢を得次で同年七月二十五日同金百八十圓受取り遂に加入の二口分を得たるにも拘らず今尚は永登浦總代役場の名儀の下に其月の掛金を[illegible]の爲め支出し居れり而して其落札して得たる三百餘圓の金圓は如何なる支途に用ひしかは明かならざるのみならず苟も永登浦在留邦人を代表する自治團なる總代役場たるものが如何なる事情あるにもせよ一個人の爲めに設けたる賭博的なる頼母子講に加入し在留民より徴收したる課金を以て之れが掛金となすに至りては言語同斷咄々怪事といはざるべからずと心ある者は大に痛嘆し居れりと云ふ

●銅峴管内の强盗

今や警察行政の制度は遺憾なく施され而して之が運用の着々として其の緒に就きつゝありと雖も合同の日尚ほ淺き今日にありては未だ以て之が完全を以て許す能はざるも亦已むを得ざるべき乎而り韓人部落に於て間々强盗沙汰の頻々として世人の耳朶に觸るゝもの亦今の場合深く咎むるに足らざるべし時は昨日午前三時過銅峴管内長橋二十統三戸金鎔濟方へ三人の强盗押し入り主人の寢間に闖入して突然主人を縛し種々紋切形の凄み文句を並べて脅迫せし結果獵銃一、現金六十圓女持金指環一金簪一及絹及木綿の反物等を强奪し且つ食事をさへなして悠々と引き上げたるが一人は四十才位にて他の二人は二十五六才位なりとの事なるが警察署にては昨今犯人を嚴重に探偵中なりと

●暴徒干係者の嫌疑

此の内己來明治町一丁目の同胞秦内田中正剛方へ出入する一韓人ありこの者が暴徒に干係し居れるとの嫌疑にて捕捉せられたるが其の住所は南大門外梨太悅洞閭産平方北宿盧光三（三十）といふ者なりしと

●報知新聞代理部

東京なる報知新聞社にては兼て代理部を設け諸物品の購入に斡旋して讀者に對し殆んど原價を以て之れが周旋をなし非常に便利を與へつゝあることは既に世人の知悉する所なるが今回更に京城支局にも同部を設置し目下同部に於て取次つゝある夏インバネス到着し居れるが同品は品質良好にして價格も殆んど原價同樣なりと云へば購買者には最も便利なり

●幼稚園開園式

庚子幼稚園にては昨日新入園の育兒入園式と共に開園式を擧行す

●靑年會演説

四日午後七時半典洞靑年會[illegible]は法律に勝る」の演説あり

●同胞外人に鞭たる

本町二丁目の藤田米三郎方雇人祖父江重次郎は一昨日明治町二丁目を通行の際外人が二頭立の馬車の上より鞭を揮つて重次郎を毆打し直ちに逃れ去りしと

●百二十圓を遺失す

本町二丁目雜貨商池邊嘉兵衛方の雇人奈良郡生れ平井五郎は一昨日午後十時半頃主人の用向を帶び本町五丁目の某方に赴く途中誤つて現金百二十圓入りの財布を遺失せしかば其の旨早速南部警察署へ届け出でたり

●座長を脅迫す

大和町一丁目田中竹松は一昨日龍山座の電話を以て昨今當地の坂本座にて開演中なる同座の相川座長を呼び出し曰くに貴公の一座も昨今の時候にて嘸ぞ毎夜の大入だらうが時に男と見込んで一ツ貴公に相談があるのだが外は餘の儀でもない今晩の實入りを俺に全部呉れる譯には行くまいかもし厭とあらば俺の方にもソレ相當の料簡がある料簡とは他でもない今晩貴公の小屋に暴れ込んで思ふ存分亂暴を働く積りだがサー什麼か承知か不承知かニツに一ツの返辭をして呉れとの凄み混りの脅かし文句を並べ立てたるより相川は飛んだ破落戸漢の手合と思ひしも到底多大なる一晩の收入をムザ〳〵他へ渡すことの圖より出來難ければ好い加減に返辭をなして線を切り夫れより相談役とも協議の結果當夜は一先づ休演することゝ爲せしを南部警察署にて聞き込みソンナ弱い事で什麼なるものかよろしく開演すべしと勸めしより相川も成程と許りに思ひ例日の時間通り開演せしが當夜警官は小屋の内外を警戒し何等の用なきを得たりといふ

●松時雨

彌生といへどまだ初めつ方なれば高麗の野山の景色何さなく寂しけれど人の心は野に燃ゆる陽炎と共に浮き立ちたる去る二日のことなりし一人の青年あり夕餉の一酌に微薫を買ひ兼て美しき顔にホンノリと薄紅をボカシたる如き面を惜げもなく西吹く風に嬲らせながら老人亭の方より遊廓道への漫歩しながら思はず新町に足を立れ稲荷堂の此方まで來りしに梢に通ふ松風か果た枯葉に訪ふ村時雨かと疑ふばかりに遙かの方より洩れ來る琴の音に青年は耳欹てハテ不審しや此の俗臭紛々たる色町罪惡の巷たる新町に實に懷かしき琴の音かな蟾蜍の腹に小督を訪ふたる仲國にはあらねど我れも小督にあらぬ聲の主こそ見たけれと聲する方を便りに耳引立つれば聲は慥かに高島屋といふ家より洩れるが如く聞ふるに青年は斯る家にも斯くも優しき者の沈み居るかとそゞろに哀れを催し遣入れ兼ねて茫然として佇み居りしに琴の音はフッと絶へたるに青年は大に落膽し悄々として歩を旋し二三間も往きて又もや聞ふる音は想夫戀にあらぬ朝妻船の曲なるに愈よ後髪曳かるゝ如に後へ戻り此音の主こそ實に惜らしけれいざやれ妾でも拜まんと登りて仲居に斯くと云へば如方仲居は早速に琴の主に斯くと知らしやがて現はれたるは高砂といふ泥中の蓮にも譬ふべき美人にて楚々として出で來り初會の挨拶も濟み夫より酒肴を取揃へ陽氣なる散財をなしお開きとなりた后は高砂の部屋に松時雨の音絶へざりしが其後は同家にて件の青年の姿を見ること屢次なりと

●大阪商船の清津寄港

大阪商船會社の北韓航路は從來元山を以て終點とし居たるが今回同社にては清津の開港されたる[illegible]ることゝし過日大坂を出帆したる安東丸より開始する筈なりと云ふ

●平氣で他人の物を持ち去る

去る四日午後四時二十分頃銅峴管内午橋尹基永方へ銅峴警察署詰韓人巡査某が來り和公の所は汚いから早速掃除を爲すべしとの命令を下しければ尹は直ちに其の命に服し掃除に取り掛りしに其の際新調の塵芥箱が紛失せしかば尹は不思議に思ひ四邊を調べ見しに一人の韓人が今や件の塵芥箱を擔ぎてサッサと彼所へ持ち行くにぞ此奴胡亂な奴と急いで後を追ひ漸く引捕へて警察署に引き渡せしが犯人は更に驚かず至つて平氣にて此の品物は正しく自分の物に相違なしと申立てしも訊問課にて嚴しき取調を受け終に白狀に及びたり

●葡萄酒と蜜柑籠を盗む

一昨五日夜九時頃明治町二丁目雜貨商松尾方の店前にて葡萄酒四本及び蜜柑籠入二個が紛失しあるを發見せしかば其の旨直ちに南部警察署に訴へ出でしに巡査は直ちに同店へ出張取調べたる所同店を距る約半丁許りなる神吉方の前を一人の韓人が何にやら大なる品物を持ち行く樣子の如何にも怪しさの通行人の注意に早速後追ひ掛け引捕へし所案の條件の品物なりしかば有無を言はせず本署に引致し暗き處に打ち込みたり

●泥棒は町内の者

去る二日南山町二丁目の平本多次郎氏が同一丁目の自分空家に於て衣類其他價格二十五圓ばかりの物を盗難に罹りし者届出たるにより其筋に於ては窃かに其の加害者を搜索中廣島市竹屋町の者にて目下南山町一丁目に宿寓する大工職熊野仙吉（三十）が擧動の怪しきより引つ捕へて糺問すると果せる哉仙吉はこれを盗み取つて内數點は本町七丁目の質屋福田松二郎方に持ち行き金四圓を借り其の殘餘品は自分宅内に隱蔽し居れる旨白狀に及びしと

●淫賣屋に居浸る

明治町の明治亭といふ小料理屋に去る四日年の頃四十一二の商人体らしき客來り酒よ女よと騒ぎ散らせしが一昨五日に至るも吾が宅へ歸らず居浸りと

●光濟號の出發

沿岸取締船光濟號は過日來南韓沿岸を偵察中なるが一昨日石炭積込みの爲め[illegible]に向ひて[illegible]を出帆したるが途中天候不穩の兆ありしかば直に釜山に引き返したりとの報其筋に着したり

●ボヤ

再昨四日午後八時三十分頃銅峴南小銅八左統十戸裴允根方より出火せしが家人及び隣人は必死の力を以て消し止めしが原因は翁が例の長烟管にて悠々烟草を吸ひ居りし際誤つて附近の紙片に火が移り終に壁より屋根に燃ゑ上りたるなりと

●中央公論

第二十三年第四號は四月一日發行されたり公論欄には三宅竹越中島向浮田藤井等名家の論文を收容しあり大石正已論には三宅池邊松井山路諸氏の大石氏に對する評論各其見る所を異にし頗る首肯すべきものあり其他海外詞藻評論等一讀すべき價値あるもの少からず何ほ春期附錄には小栗風葉、田山花袋、正宗白鳥、眞山青果、小杉天外、德田秋聲諸氏の小說脚本等を始め三百頁の大冊子にして趣味豐富なり發行所は東京反省堂定價一冊二十錢

●寒食

昨日は寒食の當日なりしかば韓人は一般に業を休み之れが祝意を表したり

●中村氏の祝宴

當地の成功者中村再造氏が勲六等[illegible]を授けられたる祝宴を去る四日日本人俱樂部に於て開催せられ紳士貴顯[illegible]百餘名來集し紅裙數十名[illegible]力め手踊、模擬店、手品等の餘興あり來客は先づ模擬店に小腹を作つて後[illegible]に立食の饗應に舌鼓を鳴らし盛んなる奏樂は名殘を惜[illegible]んで目出度解散したり

△成田樽三（陸軍步兵大尉）花月旅館へ
△齋藤瀧五郎（鐵道技手）[illegible]旅館へ
△大島虎毅（陸軍步兵中佐）龍尾旅館へ
△平渡警視（海州警察署長）[illegible]
△[illegible]屋友次郎（陸軍步兵中佐）不知火旅館へ

▲電車割引券發賣
▲電車割引券
▲龍山線區域改正
▲電車發着時間改正
四日一日より鐘路本社及龍山電車停車場にて發賣す
六十枚綴一冊に付金二圓八十五錢何れの區域にも使用し得べし
四月一日以後は南大門驛前を境界點とし同點より鐘路及龍山迄を各一區域とす
四月一日以降は夏期時間表に依り電車を運轉す
米 韓電氣會社

夏物新着荷大賣出し
空氣呼鈴並に室內電話
斬新流行の洋傘やねくたい其の他歐米雜貨各種荷着致し候間御觀覽旁々當店へ御來店有られん事偏に乞願奉り候敬具
韓國京城本町六丁目
歐米雜貨商 中塚支店

臨時移轉廣告
今般改築中當分本町四丁目淵上商店內及び第一銀行横手の二ヶ所に於て臨時營業仕候間不相變御引立の程伏て奉懇願候
以上
內外藥品 有名賣藥 卸小賣商
京城本町四丁目
近藤貴生堂藥房
(電話一三八番)

會席御料理
並ニ仕出し
京城壽町一丁目
香川亭

開店御披露
御料理
並に壽き燒かしわ
新築落成仕候に付き本月二十九日より開業候間續々御來車被下度奉願上候 敬具
京城南山町三丁目
〇勝

●大勉强廣告●
〇うなぎ蒲燒〇會席御料理
〇うなどん〇親子どんぶり
本町座前大和湯向
きく紋
電話九百五十四番

一各種石炭大販賣
大の浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
ストーブ用として右三種取寄せ貯炭罷在り御希望に從ひ多少に拘はらず迅速御屆け可申上候
三池粉炭
鍛冶用として貯炭罷在り多少に係はらず御用に應し可申候
當社一手販賣炭左之通り
三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波黑、藤棚
本洞、大の浦五尺、大の浦三尺、笹原、滿の浦
芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等
三井物産合名會社
京城出張所 (電話二十六番)
仁川出張所 (電話六十三番)

謹啓
會席御料理 開業御披露
いつのほこにや、さふ空も何方へかさり、雪にたされし諸花も今我先きこ笑ひそめ、きそひ爭ふ、しをらしさ、彌生の花の各位樣、はなと花この咲きくらべ、みやびは外にならびなき花香にひかれ遠近の小鳥も此所に集りて、さへづる聲に雅をそへて瓢ともに足かるく御遊顧ふは京城の奬忠壇につらなりし寶六庵の花園へ宴遊會のじゆんびも有り梅に櫻に桃にふじ數株を植込みて入浴は御勝手辨當も御持參ながら山遊び御こゝろ安いこ見はらしと景色のよいのが第一で我も〳〵こ手を取つて御引立を希願ふ
冬さつて瓢の
ちりを拂ひけり
京城東四軒町(奬忠壇の東)
寶六庵
(電話二一一四番)

日本澤庵
味噌醬油製造
乾物荒物鑵詰
銘茶食料雜貨
漬物問屋
京城本町五丁目
大上商店
(電話二五一番)

本店 仁川理事廳通(電話三二番)
支店 京城南山町(電話一〇七番)
原金旅館

拾有八年の實驗
最新學術の應用
齒科醫 勳六等
京城南山町三丁目
楢崎東陽
(日本人倶樂部向)

和洋御料理
並に かきかまめし
外に洋食、すし
一皿ニ付金十五錢
京城本町五丁目 釘本商店前入
やまづあ

謹告
エジプト莨及マニラ葉卷其他煙草類各種
西洋雜貨洋酒洋菓子並に支那糖菓及紅茶
告 在韓清國人
大連、安徽
湖北、江南 彩票發賣
●但彩票者每月一回抽籤●
京城水標橋二宮街
各國雜貨商 源源號

高等牛乳
●御待兼の洋種乳牛(第二回輸入)到着仕其筋の御檢査も相濟申候
●今回畜舍及牛乳取扱室を改築し搾取並取扱法を改善し最近學理の指示せる衛生的方式を守り眞に純正靈活なる高等牛乳差上可申候
京城南大門外
韓國畜産株式會社
(電話九二八番)

小兒科
內科
梅毒科
入院隨意
京城壽町三丁目
阪井病院
(電話二一六番)

易斷觀相鑑定及敎授
本町六丁目
黃文閣

會席御料理
並に仕出し
西小門內
横濱亭



會席御料理
並に仕出し
京城本町一丁目
曙亭

〇開店御披露〇
〇惣菜御料理〇
〇べんとう〇
〇茶めし〇
其外御好に應じ仕出し可仕候
方樣御待兼ねの御料理愈々相始め申候
通人々御來愬御玩味奉願候
に付還京城南山町四丁目
魚芳內
甲子
(電話四二八)

開店御披露
和洋會席御料理
並に仕出し
右今般開店仕り大勉强且親切丁寧を旨と致候間賑々敷御光來の程奉願候
京城竹園町一丁目一番地
三遊樓

日本
法律學士 岩本英夫法律事務所
京城本町一丁目八十四番戶 (電話八四二番)
仁川港新町一丁目九十七番地 (電話五二七番)

日本郵船株式會社
仁川 瀛船出帆廣告
貨物及船客取扱店
仁川海岸通 郡回漕會 (電話三九番)
京城南大門通 巴商店 (電話三〇六番)
●釜山長崎門司神戶行
山東丸 四月十二日 後三時出
●群山、木浦、釜山、門司、神戶、大阪行
第一オハヨー號 四月十二日 後四時出
銕路丸 月日 後三時出
●大連、大沽、牛莊行
高砂丸 四月九日 後一時出
山東丸 四月廿三日 前十時出
●大連、大沽、牛莊行
酒田丸 四月廿三日 後一時出
●鎭南浦行
第一オハヨー號 四月九日 後三時出
●釜山出帆、元山浦塩行
弘濟丸 四月廿三日
御注意 御乘船ノ際ハ税關波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ税關波止場ノ事